

価値創造を支える 経営基盤

社外取締役メッセージ	76
------------	----



コーポレートガバナンス

相互会社運営	78
経営管理体制	80
取締役会	81
取締役会等の実効性評価	82
指名委員会	83
報酬委員会	84
監査委員会監査	85
会計監査	87
内部統制	88
取締役	89
執行役、執行役員およびエグゼクティブフェロー	94
お客さま本位の業務運営・コンプライアンス(事業活動の「礎」)	95
リスク管理	97
11年間の主要財務データ	102
情報開示	103

社外取締役メッセージ



◆ 社外取締役としての役割とスタンス

ご自身の社外取締役としての役割について、どのようにお考えですか。

私は長年、情報通信業界で経営改革やデジタルトランスフォーメーションに携わってきました。こうした経験を踏まえ、特にデジタル技術やAI活用をはじめとするテーマにおいて、取締役会での深度ある議論に貢献することや、さらなる活用について助言することが、特に期待されている役割と考えています。

社外取締役に求められる最も重要な役割は、経営陣の仕事ぶりを客観的にモニタリングし、必要な牽制と監督を行うことです。他方で、企業が中長期的に成長していくためには「守り」のガバナンスだけではなく、リスクを見極めたうえで挑戦を支援する「攻め」のガバナンスも必要になります。現在行われているコーポレートガバナンス・コード改訂をめぐる議論に関わる中でも、日本企業にとって最も重要なのは「成長」を通じて、社会やステークホルダーに価値を提供し続けることだと強く実感しています。

社外取締役としては、ご契約者の負託に応え、長期的な信頼・安心を前提としながら、ステークホルダーへの価値提供を高めていくことが重要と考えています。そのために、「攻め」と「守り」のバランスを常に念頭に置きながら、住友生命グループの持続的な成長とガバナンスの実効性向上に貢献していきたいと考えています。

◆ 新たな中期経営計画の策定と取締役会での議論

今回の「住友生命グループ中期経営計画2028」(以下、中期経営計画2028)の策定にあたり、取締役会ではどのように議論を深めましたか。

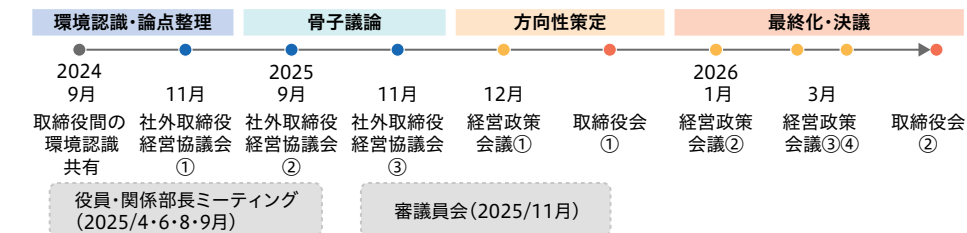
今回の中期経営計画2028の策定にあたっては、取締役会での議論が重ねられたことに加えて、社外取締役のみでの協議会や、執行役員との直接の意見交換など、多面的な議論の場が設けられました。

まず、10年後に住友生命グループが社会やご契約者にどのようなウェルビーイングを提供できる会社であるべきかを先に描き、その未来像から逆算して今後3年間の計画を立てる手法を採りました。これにより、中期経営計画2025の成果と課題を踏まえつつ、長期的な視座に立った議論が可能となりました。

取締役会では、異なる立場や専門性を持つ取締役が多様な意見を出し合い、議論を深めたうえで合意形成を図りました。トップダウンではなく、多様な意見を踏まえ、取締役全員が納得感を持てる形で方向性を整理した点は、取締役会の実効性を示すものです。また、社外取締役経営協議会では、社外役員同士が自由闊達に意見を交わし、先立って論点や骨子を整理したことで、その後の取締役会での議論の質を高めることができたと感じています。

こうしたプロセスを通じて、いつの時代も「なくてはならない保険会社グループ」であり続けるための方向性を具体化できたことは、大きな成果だと評価しています。今後は、策定した計画が現場で実行されているか、各施策がステークホルダーへの価値提供につながっているかを継続的に確認し、必要に応じて軌道修正を図っていくことが重要です。

▶ 中期経営計画2028の策定プロセス



社外取締役メッセージ

◆ 取締役会と委員会の実効性

取締役会の運営体制や議論の実効性、監査委員会の運営について、どのように評価されていますか

取締役会や各委員会の実効性を高めるため、この数年、運営面の改革を継続的に進めてきました。特に、報告事項と審議事項を明確に分け、重要なテーマに十分な時間を割くようにしたことは、活発で建設的な議論につながっていると感じています。

各委員会においては、社外取締役が執行役員と深く意見交換できる仕組みが構築されている点が、当社の特長です。例えば監査委員会では、部門の責任者と1対1で課題や取組みを掘り下げるオフサイトの場合が設けられています。監査にあたっては、議論だけでなく、対話の中で浮かび上がったリスクや課題について、事務局と連携しながらフォローアップを徹底しています。対応状況や改善策の実行状況を継続的に確認し、必要な軌道修正が行われているかを厳正にモニタリングすることが、社外取締役としての重要な役割と考えています。

内部統制やコンプライアンス体制についても、課題が発生した際には取締役会や監査委員会へ速やかに情報が共有され、対応方針や再発防止策が議論されます。こうした仕組みを形骸化させず、不断に見直し続けることで、当社のガバナンスは着実に前進していると感じています。

◆ 社会からの信頼を支える取組みの深化

お客さまから信頼され続ける会社になるために、何が重要と感じていますか。

生命保険事業は、ご契約者との長期的なお付き合いを前提とする事業であり、お客さまと社会からの揺るぎない「信用・信頼」がその土台となります。一方で、不適切な事案が発生した場合には、問題を個人の責任だけに帰すのではなく、その背後にある業務プロセス、組織風土、管理態勢を見つめ直し、組織として改善を重ねることが、再発防止の鍵だと考えています。

当社の経営の要旨に掲げられた、「信用を重んじて確実を旨とする」という価値観は事業運営の原点です。高田社長も倫理観の高い事業運営の徹底を「礎」として繰り返し発信していますが、重要なのはこの価値観を理念にとどめず、職員一人ひとりが自分事として捉え、日々の行動や判断に落とし込んでいくことです。

社外取締役としては、こうしたお客さま本位やコンプライアンス向上の取組みが、制度やルールとして整備されるだけでなく、実際に現場で機能しているか、問題の予兆を把握し改善につなげる仕組みが働いているかを、継続的に確認していきたいと考えています。社会からの信頼に応え続けるため、取組みを着実に進めるとともに、その実効性を不断に高めていくことが重要です。

◆ ウェルビーイングの価値提供と社外取締役としての想い

中期経営計画2028を通じた企業価値向上への想いと、ステークホルダーへのメッセージを教えてください。

中期経営計画2028では、「ウェルビーイングへの貢献」を戦略の柱に据えています。生命保険会社としての経済的な保障、そして健康増進型保険“住友生命「Vitality」”から、更にその捉え方や広がり日々進化していると感じています。その価値を上げていくにあたっては、新たな商品・サービスの提供に加えて、地域社会との共生や、自治体との連携も重要になってくるでしょう。また機関投資家として、資金循環を通じて、地域社会や国全体を元気にしていくということも重要です。社外取締役としては、様々な取組みが、実際にお客さまの体験価値向上や、豊かな社会や明るい未来につながっているかが重要と考えています。

高田社長が提唱する「拡・保険」のコンセプトは、生命保険の本質である安心の価値を、人々の幸せやより良い生き方のサポートに広げ、社会や未来にまで広げていくものです。今後、このビジョンを現実のものとするためには、グループの職員一人ひとりが、計画の意義を理解し、自らの行動に繋げていくことが非常に重要です。

今後も取締役会として、策定した計画の浸透状況や遂行状況を継続的に確認し、必要な議論を重ねていきます。社外取締役として、挑戦を後押しする「攻め」と信頼を守り抜く「守り」の両面からガバナンス機能を発揮し、住友生命グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献してまいります。



コーポレートガバナンス

相互会社運営

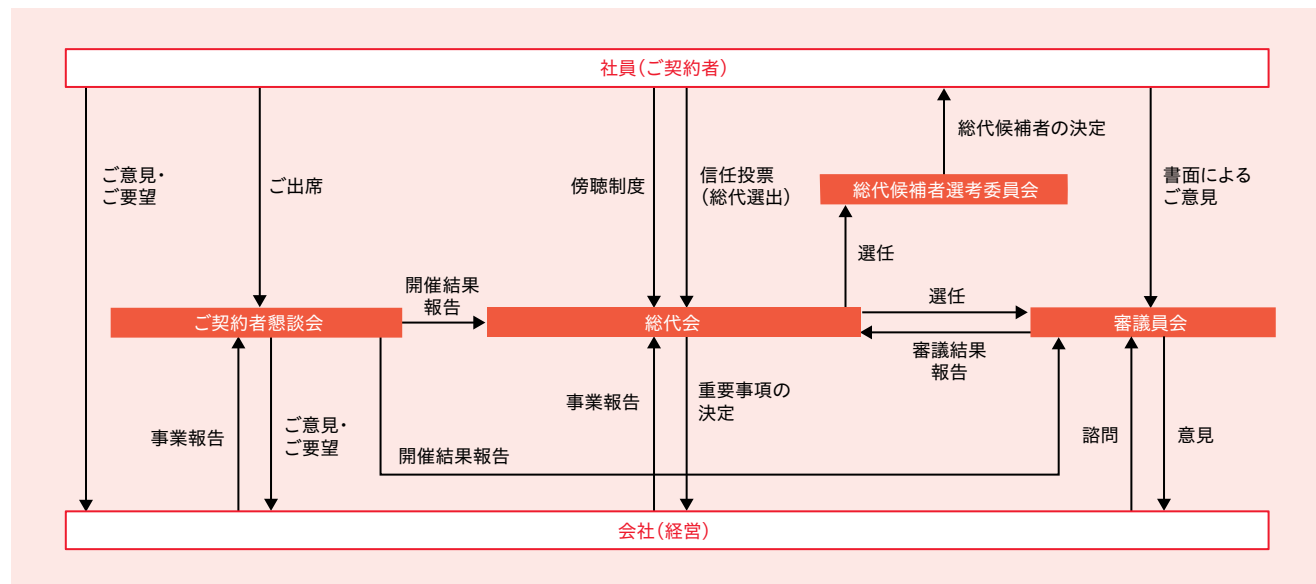
生命保険は、大勢の人が保険料を負担しあい、それを財源として死亡したときや病気になったときに保険金や給付金を受け取るという「助け合い」「相互扶助」の仕組みによって成り立っている公共性の高い事業です。当社は、透明性が高い相互会社組織の実現を通じて、お客さまの声を大切にしていく会社を目指します。

◆ 相互会社とは

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法によって保険会社に認められた組織形態です）。

相互会社では、株式会社と異なり株主が存在せず、保険契約者一人ひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の規定により社員とはなりません）。

▶ 相互会社のしくみ



◆ 総代会とは

定款の規定により、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。

総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただきます。

◆ 総代について

定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年（再任限度2期8年）とされており、その選出は2年ごとに定数の半数について行われます。総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、地域・年齢・職業等を考慮し、幅広く選出されています。また、総代会における総代による実質的な審議および議決権行使を通じて社員の意思を適切に経営に反映する観点から、当社の総代の定数は適正な水準にあると考えています。

◆ 総代の選出

総代の選出にあたっては、総代候補者選考委員会が総代候補者を決定したうえで、全社員による信任投票を経て総代が選出されます。

当社においては、総代候補者は次の二種類の方法により決定することとしており、総代の多様性確保にも努めています。なお、総代の定数180名のうち、最大20名を立候補による定数としています。

- ・総代候補者選考委員会の推薦による総代候補者
地域・年齢・職業等のバランスを考慮し、総代候補者選考委員会が幅広い層の社員の中から推薦する候補者です。
- ・立候補による総代候補者
総代候補者選考委員会が行う公募に対して、社員が自ら「立候補」することによる候補者です。

総代候補者選考委員会が決定した個々の「総代候補者」に対しては、全社員による信任投票が行われ、不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

コーポレートガバナンス | 相互会社運営

◆ 総代会

総代会の傍聴制度

社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。

申込方法等については、総代会開催前の5月頃に公式ホームページにてお知らせします。

※総代の数および選出方法の詳細については、資料編P.115に掲載しています。

2026年定時総代会開催結果

2026年7月2日(木)、大阪市において、定時総代会が開催されました。

なお、総代会における議論の活性化に向けて、分かりやすい資料の作成や質疑応答時間の十分な確保に取り組んだほか、引き続きオンラインでの傍聴も可能とし、ご来場が難しい総代にも総代会の様態をご覧いただきました。

報告事項、決議事項については右表のとおりです。総代会の主な質疑応答については資料編P.118～P.119に、総代会の議事録および質疑応答の要旨は公式ホームページに掲載しています。



2026年定時総代会

▶ 2026年定時総代会の報告事項、決議事項

報告事項	1. 2025年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 審議委員会審議事項報告の件
決議事項	第1号議案 2025年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 社員配当金割当ての件 第3号議案 取締役12名選任の件

◆ ご契約者懇談会

ご契約者の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、ご意見等を幅広く吸収し、経営に反映していくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。なお、ご契約者懇談会は、総代会に先立って1月～3月に開催し、総代会との連携を図っています。

また、総代の選考方法の多様化を図る観点から、ご契約者懇談会の出席者の中から一定数の総代を選出することとしています。

参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間公式ホームページにてお知らせします。



2026年ご契約者懇談会の開催状況

2026年は全国で90回開催し、1,952名のご契約者の皆さまにご出席いただきました。

ご契約者懇談会席上でのご意見・ご要望等については、実行可能なものは速やかに経営に取り入れるとともに、その傾向を分析して、ご契約者の皆さまの意向を反映した経営を進めていく一助としています。ご契約者懇談会での主なご意見は資料編P.120に掲載しています。

▶ ご契約者懇談会開催回数と出席者数

	2025年	2026年
開催回数	89回	90回
出席者数 (1回平均)	1,789名 (20.1名)	1,952名 (21.7名)

◆ 審議委員会

会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議委員会を設けています。審議委員会では、社員から書面により提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。

審議員の員数は定款の規定により25名以内となっています。

なお、2025年度の開催状況は下表のとおりです。

▶ 2025年度審議委員会開催状況

	議題
第1回 2025年5月開催	・2024年度決算案および事業概況等について ・2025年度の取組みについて ・定款等の変更について
第2回 2025年11月開催	・2025年度上半期事業概況等について ・次期中期経営計画について

総代会制度等、相互会社のしくみに関するご意見等については、右記のあて先にご送付ください。〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー22階 住友生命保険相互会社 経営総務室

コーポレートガバナンス

経営管理体制

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実践が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと考え、指名委員会等設置会社の会社形態を採用するとともに、社外の知見を積極的に経営に反映する体制を整備しています。

◆ 指名委員会等設置会社

監督と執行を制度的に分離して、取締役会による監督機能を強化するとともに、業務執行の決定を大幅に執行役に委任することを通じた意思決定の迅速化を図る観点から、指名委員会等設置会社の形態を採用しています。

取締役会決議事項のうち、一部の事項については、指名委員会、監査委員会または報酬委員会への諮問を行うこととしています。
※各機関に関する説明は次頁以降に記載しています。

取締役会:P.81 指名委員会:P.83 報酬委員会:P.84

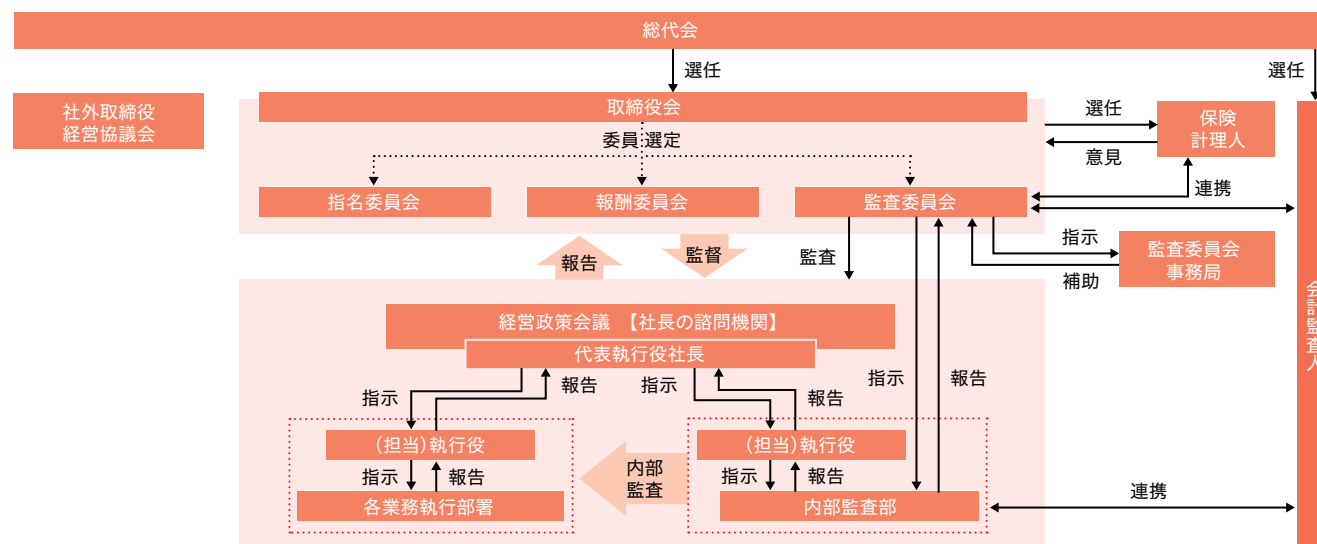
監査委員会:P.85～86

◆ 社外の知見の積極的な反映

12名の取締役のうち7名を社外取締役としており、社外取締役が過半数を占める構成としています。また、取締役会決議により「社外取締役の独立性に関する基準」を制定しており、社外取締役候補者の選定にあたっては、独立性に関する基準を満たすことを確認しています。

さらに、全社外取締役を構成員とする「社外取締役経営協議会」を設置し、中長期的な経営戦略や事業展開等、経営上の重要事項について社外取締役同士、または社外取締役と経営トップにより意見交換等を行うことで、社外取締役の多様な知見を積極的に経営に反映する体制を構築しています。

▶ 経営管理体制



コーポレートガバナンス・コードへの対応について

住友生命は相互会社のため、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」については、直接適用されるものではありませんが、コーポレートガバナンスの実効性確保は、会社形態を問わず重要であるとの認識のもと、同コードの趣旨を踏まえ自主的に対応しています。

「コーポレートガバナンス・コード」への対応状況の開示・説明として、任意で「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に基づく開示も行っています。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」等は[公式ホームページ](#)に掲載しています。

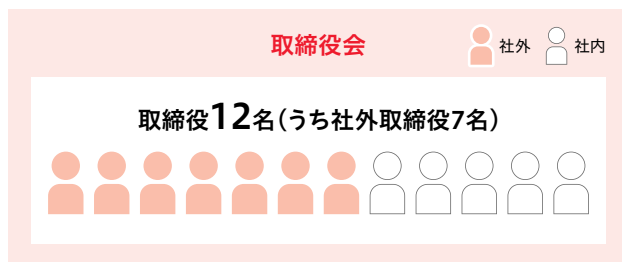
コーポレートガバナンス

取締役会

取締役会では、経営の基本方針や内部統制システムの整備に関する事項等、経営に関する重要事項を決定するとともに、重要な業務の執行状況について報告を受け、執行役および取締役の職務の執行の監督を行っています。

◆ 取締役会の構成

社外の知見の積極的な経営への反映および取締役の多様性の観点も踏まえ、12名の取締役のうち7名を社外取締役としており、社外取締役が過半数を占める構成としています。



▶ 取締役会の開催回数および各取締役の出席状況（2025事業年度の実績）

氏名	当社における地位および担当（2025年度末現在）		出席状況
橋本 雅博	取締役会長代表執行役	指名委員、報酬委員	13回/13回
高田 幸徳	取締役代表執行役社長	指名委員、報酬委員	13回/13回
百合 達哉	取締役	常勤監査委員	13回/13回
角 英幸	取締役代表執行役副社長 グループ・サステナビリティオフィサー	企画部、主計部、経理部 データサイエンスオフィサーの担当執行役	13回/13回
栄森 剛志	取締役代表執行役専務	事務サービス企画部、契約サービス部、 お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、 法人総合サービス部	13回/13回
森 公高	社外取締役	監査委員長	13回/13回
片山 登志子	社外取締役	監査委員	13回/13回
山本 謙三	社外取締役	指名委員長、報酬委員長	13回/13回
白河 桃子	社外取締役	指名委員、報酬委員	13回/13回
石井 茂	社外取締役	指名委員、報酬委員	13回/13回
小林 充佳	社外取締役	監査委員	13回/13回

◆ 活動状況・開催頻度等

取締役会は原則月1回開催し、必要に応じて随時開催しています。当事業年度においては13回開催しました。

当事業年度における取締役会の平均所要時間は約1時間15分、付議議案数は120件でした。

◆ 主な検討事項・内容

当事業年度における取締役会での主な検討事項・内容は次のとおりです。

① 「住友生命グループ中期経営計画2028」の策定

「住友生命グループ Vision2030」の実現を確実なものとし、次なる10年「Next-Decade」においても、不確実な環境変化の中で持続的成長を遂げ、「なくてはならない保険会社グループ」であり続けるため、グループ経営の強化を前提としたグループベースの経営計画を策定しました。

策定にあたっては、社外取締役の知見を活用し、経営計画に多様な意見を反映する観点から、2度にわたり社外取締役経営協議会において方向性を審議し、2026年3月に「住友生命グループ中期経営計画2028」を決議しました。

② コンプライアンス、リスク管理および子会社等の経営状況等に関するモニタリング

法令等遵守状況、リスク状況および子会社・関連法人等の経営状況等について報告を受け、計画の振返りを行いました。また、振返り結果等を踏まえて2026年度計画を決議しました。

③ 海外事業の成長に向けた増資

住友生命グループにおける海外事業の成長および米国市場での収益拡大に向け、米国子会社であるシメトラによる事業拡大を目的とした買収を支援するため、900百万米ドルの増資を行うことを決議しました。

取締役会等の実効性評価

取締役会および法定の3委員会（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）（以下、「取締役会等」）の機能向上を図るため、年1回、取締役会等の実効性に関する評価を実施しています。

2025年度「取締役会等の実効性評価」結果の概要

1. 評価プロセス

実効性に関する評価にあたっては、全取締役に対するアンケートを実施し、アンケート結果に基づく評価について全社外取締役を構成員とする社外取締役経営協議会で議論を経たうえで、取締役会において決議しています。

2. 評価結果

当社の取締役会等は、意思決定機能と監督機能の両面において、有効に機能しているものと評価しております。一方で、さらなる改善の余地も認められることから、課題解決に向けた対応を講じ、一層の実効性向上に取り組んでまいります。

アンケートでは、すべての質問項目において「評価する」または「概ね評価する」との回答が多数を占めました。また、社外取締役経営協議会においては、今後のさらなる実効性向上に向けた提案および意見がありました。

各評価項目の評価の概要は[公式ホームページ](#)に掲載しております。

3. 前回実効性評価結果を踏まえた取組み

2024年度の 主要な課題	2025年度における対応状況
中長期的な経営戦略およびグループガバナンスの一層の強化等に関する議論の充実を通じた、取締役会の期待役割の発揮	・2025年9月および11月の社外取締役経営協議会にて、次期中期経営計画の骨子等について議論を行い、2025年12月の取締役会にて、「住友生命グループ中期経営計画2028および2026年度グループ経営計画」、「住友生命中期経営計画および2026年度経営計画」の方向性に関する審議に活かした。 ・2026年2月の取締役会において、経営計画規程を改正し、グループ経営計画の位置付けを明確化した。また、グループ経営の推進に向けて、より深度ある議論を実施すべく各年度の戦略子会社等の設定について取締役会に報告するよう見直しを行った。 ・シメトラ・シングライフの経営陣による業績等に関するプレゼンテーションおよび、社外取締役と海外子会社等の派遣取締役との意見交換会を実施し、海外子会社各社のマーケットや経営状況等に対する理解深化を図った。 ・2025年5月の取締役会後に、「住友館」を中心とした大阪・関西万博の視察を通じ、当社を含む住友グループにおける社会課題の解決に向けた取組み等について理解を深める機会とした。
取締役会の付議議案等の見直しや効果的な業務執行のモニタリングを通じた、重要テーマに関する審議時間の確保	・「経営戦略・経営計画の決定」および「取締役会が決議する計画の執行状況の報告」等について、取締役会において一層深度ある議論を行う一方、その他の報告事項については取締役会当日の案件説明を事前説明で示された重要な論点に絞って実施する運営を行うことで、取締役会における重要なテーマの審議時間の確保および議論の充実を図った。 ・取締役会で提起された中長期的に検討・対応を要する事項に関し、適切に備忘録へ掲載のうえ供覧することで重要テーマに関する検討事項を共有するとともに、次期中期経営計画の検討に活用した。

4. 今後の取組み

以上の評価結果を踏まえ、次の事項を主要な課題として認識しました。

- ①グループ経営の推進に向けた取締役会の適切な関与および期待役割の発揮
- ②重要テーマに関する議論の充実に向けた継続的な取組み

これらの課題の解決に向けた対応を講じることで、取締役会等のさらなる実効性の向上に努めていきます。

コーポレートガバナンス

指名委員会

指名委員会は、「取締役候補者の選定の方針」を策定し、取締役の選解任に関する総代会の議案の内容を決定するほか、執行役の選解任に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

◆ 指名委員会の構成

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としています。



◆ 開催頻度等

当社では、指名委員会を必要に応じて随時開催しています。当事業年度においては6回開催しました。当事業年度における指名委員会の平均所要時間は約1時間32分、付議議案数は11件でした。

▶ 指名委員会の開催回数および各委員の出席状況 (2025事業年度の実績)

氏名	当社における地位(2025年度末現在)	出席回数
山本 謙三	社外取締役(指名・報酬委員長)	6回/6回
白河 桃子	社外取締役	6回/6回
小林 充佳	社外取締役	1回/1回
石井 茂	社外取締役	5回/5回
橋本 雅博	取締役会長代表執行役	6回/6回
高田 幸徳	取締役代表執行役社長	6回/6回

※小林取締役は2025年7月に指名委員・報酬委員から監査委員へ変更、
石井取締役は2025年7月に監査委員から指名委員・報酬委員へ変更。

◆ 主な検討事項・内容

当事業年度における指名委員会の主な検討事項・内容は次のとおりです。

① 総代会に付議する取締役選任議案の内容

「取締役候補者の選定の方針」を踏まえて審議の上、2025年7月に選任される取締役候補者11名を決定しました。その後、取締役会の多様性向上に向け、必要に応じて員数を増やすことも視野に入れながら、2026年7月に向けて取締役候補者の検討を進めました(2026年7月現在:取締役12名(社内5名、社外7名)、男性9名、女性3名)。

② 執行役の選任、代表執行役の選定、役付執行役の選定

取締役会からの諮問を受けて各候補者について審議を行い、取締役会への答申内容を決定しました。

③ 取締役の選任に関する事項の検討、社外取締役候補者に関する意見交換

取締役の員数、取締役の員数における社内・社外の比率、社外取締役の任期(上限)、社外取締役のダイバーシティ(多様性)、取締役のスキル・マトリックスなどについて審議しました。また、社外取締役候補者リストに基づき、将来の社外取締役候補者について意見交換を行いました。

④ 社長のサクセッションプラン

社長の任期、社長後継人材に必要とされる要素、指名委員会としての後継候補との接点の作り方、コンティンジェンシープランなどについて審議しました。また、人材育成の一助とし、指名委員と後継候補との接点を増やす観点から、経営課題をテーマとして、指名委員と執行役等との意見交換会を開催しました。

◆ サクセッションプラン

代表執行役社長の選定プロセスの透明性と適切性を確保するため、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役が占める指名委員会において、代表執行役社長の後継者計画に関する審議を行い、その審議内容の報告を受けることを通じ、取締役会が同計画について適切に監督しています。

代表執行役社長を社内から登用する場合、社長後継人材は適時適切なミッションを付与すること等を通じて育成することとし、社長としての職責を果たすに足る十分な知識・経験・高い見識を有する候補者群の中から選抜した複数の候補者について、指名委員会において一定の期間、社長後継者としての適格性を観察・確認の上、そのうち最も適任と考えられる人材を取締役会へ答申し、取締役会において選任することを基本的な考え方としています。

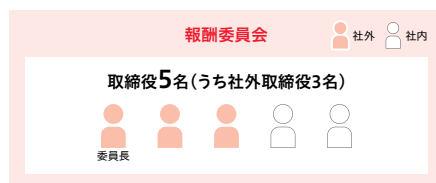
コーポレートガバナンス

報酬委員会

報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」を策定し、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定するほか、職員の報酬等の基本方針に関する事項等について取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会に答申することとしています。

◆ 報酬委員会の構成

構成員は、社外取締役3名、社内取締役2名の合計5名となっており、委員長は社外取締役としています。



◆ 開催頻度等

当社では、報酬委員会を必要に応じて随時開催しています。当事業年度においては6回開催しました。当事業年度における報酬委員会の平均所要時間は約21分、付議議案数は13件でした。

▶ 報酬委員会の開催回数および各委員の出席状況 (2025事業年度の実績)

氏名	当社における地位(2025年度末現在)	出席回数
山本 謙三	社外取締役(指名・報酬委員長)	6回/6回
白河 桃子	社外取締役	6回/6回
小林 充佳	社外取締役	2回/2回
石井 茂	社外取締役	4回/4回
橋本 雅博	取締役会長代表執行役	6回/6回
高田 幸徳	取締役代表執行役社長	6回/6回

※小林取締役は2025年7月に指名委員・報酬委員から監査委員へ変更、
石井取締役は2025年7月に監査委員から指名委員・報酬委員へ変更。

◆ 主な検討事項・内容

当事業年度における報酬委員会の主な検討事項・内容は次のとおりです。

① 執行役および取締役の個人別の報酬の決議

「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」を踏まえて審議の上、退任執行役の報酬、2025年度執行役および取締役の報酬を決議しました。

② 非財務評価

サステナビリティ経営方針のもと各ステークホルダーのウェルビーイング実現に向けた取組みを推進するため、サステナビリティ経営を進捗させる動機付けとして、業績連動報酬(中長期)に、新たに業績連動報酬(非財務)を導入しており、2023年度業績から評価を始め、2024年度以降の報酬から適用しております。

業績連動報酬(非財務)については、「住友生命グループ Vision2030」で掲げる「ウェルビーイング貢献領域」ごとの進捗状況について報酬委員会で評価しており、2024年度の評価結果は、5段階中の3番目に該当する「サステナビリティ経営が進捗した」となりました。

③ 経営者報酬調査の報告

ウイリス・タワーズワトソン社による「経営者報酬に関する調査結果」の報告に基づき、執行役報酬水準の妥当性について検証し、一部の役位について、目指すべき水準への調整を行いました。

④ 2026年4月昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬の決議

「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」を踏まえて審議の上、昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬を決議しました。

コーポレートガバナンス

監査委員会監査

監査委員会は監査計画を策定し、取締役および執行役の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款への違反がないか、執行役は取締役会が定めた基本方針および計画等に従い、適法、妥当かつ効率的に業務を執行しているか等について確認しています。また、会社の内部統制システムが適切に整備され運用されているかどうか、会計監査人が適切に監査の職務を遂行しているか等についても確認しています。

◆ 監査委員会監査の組織、人員 (2026年7月2日時点における体制にて記載)

指名委員会等設置会社である当社の監査委員会は、5名の監査委員で構成しています。うち4名を非常勤の社外監査委員、1名を常勤の社内監査委員としています。

当社では、取締役会において監査委員の選定方針を定め、監査業務の遂行にあたって十分な知識および経験ならびに高い見識を有すると認められることを監査委員の要件とし、監査委員を選定しています。監査委員会の委員長および議長には、社外監査委員である片山登志子氏が就任しています。

社外監査委員である茂木哲也氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査委員会は、各監査委員の社内・社外、常勤・非常勤の別等を考慮し、監査計画において監査委員の役割分担を定めています。

監査委員会の監査業務をサポートするために監査委員会事務局を設置し、適正な知識、能力、経験を有する専任のスタッフ9名を配置しています。当該スタッフの人員数・異動等は、監査委員会の事前同意事項とし、業務執行からの独立性を確保しています。

◆ 監査委員会監査の手続き

監査委員会は、監査委員会が定めた監査規則に準拠し、また、監査委員会で策定する監査の方針、監査計画、職務の分担等に基づき、内部監査部・内部統制部門と連携のうえ、監査を行っています。

監査委員会は、内部監査部および会計監査人から監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を受け、意見交換を行っています。内部監査計画は、監査委員会の同意を得たうえで取締役会にて決定しています。また、監査委員会には原則として内部監査部担当執行役(員)が同席しています。

監査委員会は、意見交換を十分に行ったうえで、監査活動の内容や形成した意見等について取締役会へ報告し、また、必要に応じて執行役等に対して提言や意見表明を行っています。

◆ 監査委員会の開催回数、監査委員の出席状況

当社では監査委員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。当事業年度においては15回開催しました。

当事業年度における監査委員会の平均所要時間は約2時間10分、付議議案数は73件でした。

▶ 監査委員会の開催回数および各委員の出席状況 (2025事業年度の実績)

氏名	当社における地位	出席状況
森 公高	社外取締役(監査委員長)	15回/15回
片山 登志子	社外取締役	15回/15回
石井 茂	社外取締役	4回/4回
小林 充佳	社外取締役	11回/11回
百合 達哉	取締役(常勤監査委員)	15回/15回

※石井取締役は2025年7月に監査委員から指名委員・報酬委員へ変更、
小林取締役は2025年7月に指名委員・報酬委員から監査委員へ変更。

コーポレートガバナンス

◆ 監査委員会の主な検討事項・内容

当事業年度における監査委員会の主な検討事項・内容は次のとおりです。

① よりよい企業文化の醸成に向けた取組み

企業の統制環境として重視している「よりよい企業文化」の醸成に向けた取組みに関し、監査委員会は、執行役からの職務執行状況の聴取、子会社等代表者や支社役職者との意見交換等を通じて、事業活動の「礎」となるコンプライアンス・マインド等や住友生命グループ行動規範の浸透・定着・実践およびハラスメント等の懸念を感じた際に躊躇せず職場の上司等に相談する「スピークアップの風土」の浸透・定着に向けた取組みの状況等を確認し、適切性や実効性を検討しました。

② コンプライアンス・リスク管理態勢の高度化に向けた取組み

生命保険業界の重要課題であるコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化に関し、監査委員会は、執行役からの職務執行状況の聴取、支社役職者や子会社代表者との意見交換等を通じて、本社販売部門の1.5線の取組みをはじめとする営業職員チャンネルにおけるコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化への取組状況や代理店チャンネルにおける募集管理態勢の整備状況等を確認し、適切性や実効性を検討しました。

③ スミセイWX（ウェルビーイングトランスフォーメーション）推進に向けた取組み

スミセイWX推進に関し、監査委員会は、執行役からの職務執行状況の聴取、スミセイWX本部の機能発揮状況の確認等を通じて、ウェルビーイング価値提供顧客数拡大に向けた取組み、Vitality戦略の推進状況、WaaS (Well-being as a Service) の取組状況等について確認し、妥当性を検討しました。

④ 海外事業への取組み

当社の重点取組事業の1つである海外事業に関し、監査委員会は、執行役からの職務執行状況の聴取、派遣役員等との意見交換等を通じて、シメトラの経営状況やシングライフの経営状況等を確認し、妥当性を検討しました。

⑤ グループベースの経営管理

グループベースの経営管理体制に関し、監査委員会は、執行役からの職務執行状況の聴取、子会社等代表者や監査役、関係部門の部長との意見交換等を通じて、グループ経営管理基本方針に基づくグループ経営管理の運用状況、IAIG (Internationally Active Insurance Group) としてのグループ経営のレベルアップの取組状況等を確認し、適切性や妥当性を検討しました。

◆ 監査委員会の主な活動状況

監査委員は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、子会社から必要に応じて事業の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

常勤の監査委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備や社内の情報の収集に積極的に努め、経営政策会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、当社の各部署や子会社等からの報告聴取などを行い、その結果を監査委員会に報告しました。

当事業年度は、監査委員会において代表執行役社長と監査上の重要課題等について意見交換を行いました。また、担当部門を有する執行役（員）12名を監査委員会に招聘し、その職務の執行に関する事項の報告を受け意見交換を行った他、データサイエンスオフィサーとの意見交換等を行いました。さらに、国内外子会社等5社の代表者等と各社の経営計画の遂行状況、内部統制システムの整備状況等についての意見交換を行うとともに、国内子会社の現地視察を行いました。内部監査部からは、内部監査実施状況・結果、各月の個別内部監査結果、内部監査品質の自己評価結果等の報告を受け、意見交換を行いました。内部監査部担当執行役（員）は監査委員会の全ての案件に出席し、必要に応じて意見を述べました。会計監査人からは、その職務の執行状況等について監査委員会において4回にわたり報告を受け、意見交換を行いました。その中で、連結財務諸表監査において任意適用する「監査上の主要な検討事項（KAM: Key Audit Matters）」について協議を行いました。

監査委員会は、毎年監査委員会の活動を振り返り、今後の監査活動に活かすためにアンケート方式で、監査委員会の自己評価を実施しています。当事業年度においても、自己評価を行い、適切に職務を遂行し運営されていることを確認しました。また、自己評価の結果を取締役に報告しました。

コーポレートガバナンス

会計監査

◆ 会計監査の状況

会計監査人の名称	有限責任 あずさ監査法人
業務を執行した 公認会計士	羽太 典明 辰巳 幸久 中山 卓弥
継続監査期間	42年間
監査業務に係る 補助者の構成	当社の会計監査業務に係る 補助者は、公認会計士18名、 会計士試験合格者等14名、 その他39名であります。

会計監査人の 選定方針と理由	当社は、有限責任 あずさ監査法人が、品質管理体制、独立性および専門性を備え、また世界的なネットワークを活用したグループ監査体制を有していること等を総合的に勘案し、効率的かつ効果的な監査業務を遂行可能であると判断し、選定しています。 当社の監査委員会では、執行部門からの推薦を受け、会計監査人の解任または不再任の決定の方針および会計監査人を評価するための基準に基づき評価を行った結果、有限責任 あずさ監査法人について、解任・不再任とすべき事由がないことから同法人を再任しています。
監査委員会による 会計監査人の評価	当社の監査委員会では、会計監査人を評価するための基準を策定し、会計監査人の再任・不再任を決定する際に、会計監査人の職務遂行状況、品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬の水準、監査委員会等とのコミュニケーション、および海外対応力等の観点から評価を行っています。当年度につきましては、評価の結果、有限責任 あずさ監査法人を解任・不再任とすべき事由はありませんでした。

◆ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
当社	290	95	265	112
連結子会社	54	－	54	7
計	344	95	320	119

前連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、経済価値ベースのソルベンシー規制に係るアシュアランスレディネス業務等です。

当連結会計年度

当社および連結子会社における非監査業務の内容は、経済価値ベースのソルベンシー規制に係るアシュアランスレディネス業務等です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMGメンバーファーム)に対する報酬(a.を除く)

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
当社	－	3	－	3
連結子会社	1,062	55	1,480	79
計	1,062	59	1,480	83

前連結会計年度

当社および連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等です。

当連結会計年度

当社および連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等です。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度および当連結会計年度に該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

決定方針の定めはありませんが、前事業年度までの監査内容および会計監査人から提示された当事業年度の監査体制、手続き、日程等の監査計画の内容等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得て決定しています。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意しています。

コーポレートガバナンス

内部統制

◆ 内部統制システムの整備

取締役会において「内部統制基本方針」を定め、本方針に基づいて、リスク管理体制、コンプライアンス体制および内部監査機能の充実を図るとともに、監査委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備しています。またグループ（当社および子会社等）の経営管理会社として「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図っています。

※内部統制システムの運用状況の概要は資料編P.147をご参照ください。

◆ 内部監査体制

取締役会の決議を経たグループ内部監査方針等において、実効性のあるグループベースの内部監査体制を整備・確立することとしています。内部監査の目的を「経営目標を実現するにあたり、業務の健全性・適切性を確保し、効果的な目標達成に寄与すること」と定め、内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行っています。

内部監査は、国内外のグループ各社および財団のすべての業務を対象としています。内部監査計画は、社内外の環境変化等を踏まえたリスク認識に応じて、社外取締役が過半数を占める監査委員会の同意を得た上で策定しています。

内部監査結果は、取締役会・監査委員会、代表執行役社長

【内部統制基本方針で定める体制】

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- ② 監査委員会への報告に関する体制
- ③ 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 業務の適正を確保するための体制

- ① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑥ お客さま本位の業務運営を実現するための体制
- ⑦ 内部監査の実効性を確保するための体制

等に定期的に報告する体制としています。そして、内部監査で明らかとなった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や提言を行っています。

また、内部監査部は、監査委員会から直接、調査指示を受けるなど、監査委員会と緊密に連携して、一体的かつ効率的に運営しています。

本社部門に対する内部監査では、各組織の業務の遂行状況・リスク管理状況等についての検証に加えて、複数組織に関係する部門横断的な課題や、政策的な課題について、全社的に検証する内部監査を実施しています。また、内部統制基本方針に基づく、法令等の遵守体制、情報の保存・管理体制などの各体制における、内部統制システムの構築・運用状況について検証しています。

保険営業・保険事務の拠点である支社および募集代理店に対しては、法令等への準拠性と併せ、コンプライアンスやお客さま対応に取り組む態勢の適切性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施しています。

このほか、コンプライアンス統括部等との定期的な情報交換、各組織からの情報連携や各種会議への参加等を通じてリスクの変化を継続的にオフサイト・モニタリングしています。

会計監査人との連携においては、双方の監査結果やリスク認識を共有して、内部監査の実効性を確保しています。

また、内部監査業務の自律的かつ継続的な品質改善に向けたプログラムを策定・実行し、内部監査体制の充実・強化を図っています。

コーポレートガバナンス

取締役

(2026年7月2日現在)



取締役会長 代表執行役

はしもと まさひろ

橋本 雅博 (1956年2月21日生)

1979年 4月 住友生命入社
 2006年 4月 執行役員
 2007年 7月 常務取締役嘱常務執行役員
 2011年 7月 取締役 常務執行役員
 2012年 4月 代表取締役 専務執行役員
 2014年 4月 代表取締役社長 社長執行役員
 2015年 7月 取締役 代表執行役社長
 2021年 4月 取締役会長 代表執行役



取締役 代表執行役専務

たか お のぶ じ

高尾 延治 (1966年7月11日生)

1989年 4月 住友生命入社
 2020年 4月 執行役員
 2022年 4月 上席執行役員
 2023年 4月 執行役専務
 2026年 4月 執行役専務
 2026年 7月 取締役 代表執行役専務



取締役 代表執行役社長

たか だ ゆきのり

高田 幸徳 (1964年9月3日生)

1988年 4月 住友生命入社
 2017年 4月 執行役員
 2018年 4月 上席執行役員
 2018年10月 執行役専務
 2021年 4月 代表執行役社長
 2021年 7月 取締役 代表執行役社長



取締役 執行役専務

てらさき けいすけ

寺崎 啓介 (1966年4月21日生)

1989年 4月 住友生命入社
 2020年 4月 執行役員
 2022年 4月 上席執行役員
 2023年 4月 常務執行役員
 2024年 4月 執行役専務
 2026年 4月 執行役専務
 2026年 7月 取締役 執行役専務



取締役 常勤監査委員

ゆ り たつ や

百合 達哉 (1964年6月18日生)

1988年 4月 住友生命入社
 2017年 4月 執行役員
 2019年 4月 上席執行役員
 2019年 7月 常務執行役員
 2020年 4月 執行役専務
 2023年 4月 執行役専務
 2023年 7月 取締役 常勤監査委員

コーポレートガバナンス

取締役(社外取締役)
(2026年7月2日現在)

取締役(社外取締役)

かたやま と し こ

片山 登志子 (1953年6月3日生)

1977年 8月	大阪家庭裁判所裁判所事務官	2005年 7月	片山・黒木・平泉法律事務所(現片山・平泉・棚座法律事務所)開設
1980年 4月	大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官	2005年12月	特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長
1988年 4月	弁護士登録	2018年 7月	住友生命社外取締役
1993年 4月	片山登志子法律事務所開設		

社外取締役の選任理由

消費者問題および法律の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。同氏には、消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しています。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。



取締役(社外取締役)

しらかわ と う こ

白河 桃子 (1961年4月25日生)

1984年 4月	住友商事株式会社入社	2017年12月	国立大学法人東京大学大学院情報学環客員研究員
1988年10月	First Boston (Japan) Ltd. Tokyo 入社	2018年 4月	昭和女子大学総合教育センター客員教授
1989年 7月	Lehman Brothers Co.Ltd. Tokyo 入社	2020年 4月	相模女子大学大学院特任教授
1993年10月	Decision Japan Co.Ltd. Tokyo 入社	2021年 4月	iU 情報経営イノベーション専門職大学 超客員教授
1998年 2月	インドネシアに転住。同国在留中、執筆活動を継続	2022年 7月	住友生命社外取締役
2002年 4月	帰国後、本格的にフリーの著述活動、講演活動等開始	2025年 4月	昭和女子大学ダイバーシティ推進機構客員教授
2013年 4月	相模女子大学客員教授	2025年 4月	iU 情報経営イノベーション専門職大学特任教授
		2025年 4月	千里金蘭大学客員教授

社外取締役の選任理由

ダイバーシティ、働き方改革、女性やミドル人材活躍推進等の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。同氏には、ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しています。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、ジャーナリスト、作家、教育者、公的な諸会議の委員として長年にわたりダイバーシティ等に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。



取締役(社外取締役)

い し い しげる

石井 茂 (1954年7月31日生)

1978年 4月	山一證券株式会社入社	2016年 6月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社)代表取締役社長
1998年 6月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)入社	2018年 6月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)常務
2001年 4月	ソニー銀行株式会社代表取締役社長	2018年 7月	ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社代表取締役社長
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社)取締役同社代表取締役副社長	2020年 6月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)社友
2015年 6月	ソニー生命保険株式会社取締役	2023年 7月	住友生命社外取締役
2015年 6月	ソニー損害保険株式会社取締役		
2015年 6月	ソニー銀行株式会社取締役		

社外取締役の選任理由

生命保険・損害保険・銀行を中心とした金融グループであるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社)の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。同氏には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しています。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

コーポレートガバナンス

取締役(社外取締役)

(2026年7月2日現在)

**取締役(社外取締役)**

こ ばやし みつよし

小林 充佳 (1957年11月3日生)

1982年 4月	日本電信電話公社入社	2018年 6月	西日本電信電話株式会社(現 NTT 西日本株式会社)代表取締役社長
2010年 6月	西日本電信電話株式会社(現 NTT 西日本株式会社)取締役	2021年 6月	同社代表取締役社長 社長執行役員
2012年 6月	日本電信電話株式会社(現 NTT 株式会社)取締役	2022年 6月	同社相談役
2014年 6月	同社常務取締役	2023年 7月	住友生命社外取締役

社外取締役の選任理由

電気通信事業者である西日本電信電話株式会社(現 NTT西日本株式会社)の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。同氏には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しています。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

**取締役(社外取締役)**

か とう たけし

加藤 毅 (1964年 6月19日生)

1988年 4月	日本銀行入行	2020年 7月	同行名古屋支店長
2011年 7月	同行長崎支店長	2021年 4月	同行理事
2012年10月	同行米州統括役兼ニューヨーク事務所長	2025年 5月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 経営研究所(現 株式会社NTTデータ経営研究所)顧問
2014年 6月	同行総務人事局審議役	2025年 6月	同社取締役会長
2016年 6月	同行システム情報局長	2026年 7月	住友生命社外取締役
2017年 3月	同行企画局長		

社外取締役の選任理由

日本銀行の理事・局長等経験者、金融・経済の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。同氏には、金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しています。同氏は日本銀行理事の経験を有し、株式会社NTTデータ経営研究所で取締役会長を務めるなど、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

コーポレートガバナンス

取締役(社外取締役)

(2026年7月2日現在)

**取締役(社外取締役)**

も ぎ て つ や

茂木 哲也 (1967年 9月30日生)

1990年 10月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社	2022年 6月	EY新日本有限責任監査法人 退社
1993年 3月	公認会計士登録	2022年 7月	日本公認会計士協会会長
2002年 5月	新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)社員(パートナー)	2025年 7月	同協会相談役
2016年 2月	新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)経営専務理事 意見審査本部長	2025年 7月	茂木公認会計士事務所開設
		2025年 9月	国立大学法人東京芸術大学監事
		2026年 4月	早稲田大学商学大学院大学院会計研究科教授
		2026年 7月	住友生命社外取締役

社外取締役の選任理由

企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。同氏には、企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しています。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、日本公認会計士協会の会長あるいは大手監査法人の経営専務理事として経営に関与した経験を持ち、また、長年にわたり企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

**取締役(社外取締役)**

さ だ ひ ろ さ い こ

貞広 斎子 (1967年10月6日生)

1998年 11月	日本学術振興会特別研究員(研究受入機関:京都大学)	2007年 4月	同大学教育学部准教授
2003年 4月	千葉大学教育学部講師	2014年 4月	同大学教育学部教授
2004年 4月	国立大学法人千葉大学教育学部講師	2024年 4月	同大学副学長
2005年 1月	同大学教育学部助教授	2026年 4月	同大学大学院教育学研究院教授
		2026年 7月	住友生命社外取締役

社外取締役の選任理由

人財の教育・育成分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しています。同氏には、人財の教育・育成に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しています。同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、副学長として国立大学法人の経営に関与した経験を持ち、また、長年にわたり大学の教育学部において将来を担う人財の教育・育成に携わり、中央教育審議会副会長、日本教育行政学会会長などの要職を歴任するなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

コーポレートガバナンス

◆「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方

「経営戦略に照らし、取締役会が備えるべきスキル等」として、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」、「生命保険事業」の9項目を特定しています。

当社では、指名委員会において、毎年、取締役会の構成や取締役に求められる知識・経験・能力等（以下、「スキル」）に関する審議を行っており、社外取締役にについては、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」に関する豊富な経験と深い知識を有する方々を選任し、その高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待しています。

また、生命保険事業を営む当社にとって、「生命保険事業」に関するスキルは業務執行の決定や執行役等の監督を適切に行うために重要かつ不可欠であり、当スキルについては執行役として多様で豊富な職務の執行経験を有する社内取締役が主として担うものとしています。なお、この「生命保険事業」のスキルには「商品・サービス」、「収益管理（保険計理、経理、事業費、資本政策含む）」、「コンサルティング（リテール営業（営業職員、マルチチャネル）、ホール営業含む）」、「資産運用」、「海外事業」、「人事（教育、人事政策含む）」、「コンプライアンス・リスク管理」、「グループガバナンス」といったスキルを含みます。

9項目のスキルのうち、「消費者志向」と「ダイバーシティ」については、特に多義的な概念ではありますが、当社は企業理念「経営の要旨」の第一条に生命保険事業を通じ社会公共の

福祉に貢献することを掲げており、「消費者志向」は、お客さま、社会から信頼される公正で良質な事業活動を通じ、豊かで明るい健康長寿社会の実現を目指す当社のパーパス（存在意義）に深く関わる大切なスキルです。

また、当社は、将来の環境変化を踏まえたサステナビリティ重要項目（マテリアリティ）への取組み強化に向け、人財価値向上をはじめとした基盤強化を通じ、各事業が持続的に価値を創出していく姿を確立することを経営計画の基本方針に掲げ、当社グループの2030年時点のありたい姿を、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」としております。当社の各事業が持続的に価値を創出していくためには、人的資本経営を基盤に、人とデジタル・AIの各々の強みを活かす最適な役割分担のもと、人財価値の発揮を最大化していく必要があります。このため多様な人財が活躍できる環境を整えそれを絶えず前進させていくスキルとしての「ダイバーシティ」は、当社にとって大変重要な意義を持つものです。そして、多様なバックグラウンドを持つ取締役の存在は、多様な視点を生み、取締役会全体の判断能力の向上につながるものであることから、取締役会の構成についてもその多様性を念頭に置いて検討を続けていきます。

◆ 各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

(2026年7月2日現在)

氏名 ()内は年齢	当社における地位及び担当		企業経営	財務・会計	法務	金融・経済	消費者志向	ダイバーシティ	デジタルIT	国際性	生命保険事業
橋本 雅博(70)	取締役会長代表執行役	指名委員、報酬委員	●			●				●	●
高田 幸徳(61)	取締役代表執行役社長	指名委員、報酬委員	●				●	●	●	●	●
百合 達哉(62)	取締役	常勤監査委員	●				●	●	●		●
高尾 延治(59)	取締役代表執行役専務 (グループ・サステナビリティオフィサー)	調査広報部、企画部、主計部、経理部	●	●	●						●
寺崎 啓介(60)	取締役執行役専務	リスク管理統括部、運用審査部、運用管理部、 [コンプライアンス統括部 副担当]	●	●	●	●					●
片山 登志子(73)	社外取締役	監査委員長			●		●	●			
白河 桃子(65)	社外取締役	指名委員、報酬委員					●	●		●	
石井 茂(71)	社外取締役	指名委員長、報酬委員長	●	●		●			●	●	
小林 充佳(68)	社外取締役	監査委員	●				●		●		
加藤 毅(62)	社外取締役	指名委員、報酬委員	●			●			●	●	
茂木 哲也(58)	社外取締役	監査委員	●	●						●	
貞広 斎子(58)	社外取締役	監査委員	●					●			

コーポレートガバナンス

◆ 執行役 （2026年7月2日現在）

代表執行役専務

ほり え き よ し

堀江 喜義 (1965年8月28日生)

1988年 4月 住友生命入社
2018年 4月 執行役員
2020年 4月 常務執行役員
2021年 4月 執行役常務
2024年 4月 執行役専務
2026年 4月 代表執行役専務

執行役専務

い わ い と よ き

岩井 豊城 (1965年9月7日生)

1989年 4月 住友生命入社
2018年 4月 執行役員
2019年 4月 上席執行役員
2020年 4月 執行役常務
2025年 4月 執行役専務

執行役専務

は し も と あ つ し

橋本 篤史 (1967年3月3日生)

1989年 4月 住友生命入社
2019年 4月 執行役員
2021年 4月 上席執行役員
2023年 4月 常務執行役員
2024年 4月 執行役常務
2026年 4月 執行役専務

執行役専務

か わ ぐ ち け ん せ い

川口 謙誠 (1965年10月23日生)

1989年 4月 住友生命入社
2021年 4月 執行役員
2022年 4月 上席執行役員
2023年 4月 常務執行役員
2024年 4月 執行役常務
2026年 4月 執行役専務

執行役常務

い し は ら た く み

石原 拓己 (1966年4月27日生)

1990年 4月 住友生命入社
2021年 4月 執行役員
2023年 4月 上席執行役員
2025年 4月 常務執行役員
2026年 4月 執行役常務

執行役常務

ふ じ む ら と し お

藤村 俊雄 (1967年12月23日生)

1990年 4月 住友生命入社
2022年 4月 執行役員
2023年 4月 上席執行役員
2025年 4月 常務執行役員
2026年 4月 執行役常務

執行役常務

な か や ま た け し

中山 猛 (1967年7月18日生)

1990年 4月 住友生命入社
2022年 4月 執行役員
2024年 4月 上席執行役員
2025年 4月 常務執行役員
2026年 4月 執行役常務

執行役常務

た け な か こ う い ち

竹中 幸一 (1967年12月18日生)

1990年 4月 住友生命入社
2023年 4月 執行役員
2025年 4月 上席執行役員
2026年 4月 執行役常務

執行役常務 WX本部長

ほ り た つ お

堀 竜雄 (1969年4月20日生)

1992年 4月 住友生命入社
2023年 4月 執行役員
2025年 4月 上席執行役員 WX本部副本部長
2026年 4月 執行役常務 WX本部長

執行役常務

の む ら よ う い ち

野村 洋一 (1969年4月26日生)

1992年 4月 住友生命入社
2023年 4月 執行役員
2025年 4月 上席執行役員
2026年 4月 執行役常務

取締役および執行役人数 男性19名 女性3名 取締役および執行役のうち女性の比率 13.6%

◆ 執行役員およびエグゼクティブ・フェロー （2026年7月2日現在）

常務執行役員

も う り さ と し

毛利 聡志 (1966年4月24日生)

常務執行役員

か ざ ま よ し ろ う

風間 義朗 (1966年 12月 29日生)

常務執行役員

な が は し か つ す け

永橋 克介 (1966年3月6日生)

常務執行役員 兼 代理店営業部長

つ か も と け ん た ろ う

塚本 健太郎 (1967年1月29日生)

常務執行役員 兼 海外事業部長

お だ な お と

小田 直人 (1970年3月15日生)

上席執行役員 兼 近畿北陸本部長

さ の け い じ

佐野 啓治 (1966年12月5日生)

上席執行役員

ま す だ み つ お

増田 光男 (1968年8月2日生)

上席執行役員 メディケア生命保険㈱代表取締役社長

に し の た か の り

西野 貴智 (1969年12月26日生)

執行役員 兼 経理部長

こ も り ひ ろ み ち

小森 弘倫 (1968年11月11日生)

執行役員 兼 横浜支社長

さ と う と も こ

佐藤 智子 (1969年5月12日生)

執行役員 兼 調査広報部長

お の ぎ み ね と し

小野木 峰年 (1969年11月22日生)

執行役員 兼 仙台支社長 兼 営業総括部担当部長

よ し た け ひ で あ き

芳竹 秀明 (1968年6月9日生)

常務執行役員

ふ じ も と ひ ろ き

藤本 宏樹 (1965年5月12日生)

常務執行役員

な が さ わ よ し は ら

長沢 由治 (1966年8月6日生)

上席執行役員 人財共育本部副本部長

や ま も と ひ ろ み

山本 浩実 (1963年1月5日生)

上席執行役員 兼 営業総括部長

あ さ の し ん す け

浅野 晋良 (1970年3月11日生)

執行役員 兼 企画部長

や ま ぐ ち け い じ

山口 恵司 (1972年2月22日生)

執行役員 A I戦略ステアリングコミッティ事務局長

す ず き と も の り

鈴木 朋紀 (1969年7月19日生)

常務執行役員 兼 九州本部長

ま つ や ま ま さ て る

松山 雅映 (1965年8月9日生)

常務執行役員

う え だ む ね の り

上田 宗則 (1969年7月27日生)

上席執行役員 兼 契約サービス部長

も り し た た か え

森下 公恵 (1965年4月2日生)

執行役員

あ そ う け ん い ち

麻生 賢一 (1968年2月19日生)

執行役員 兼 大阪総括部長

か き た お さ む

柿木田 修 (1967年12月14日生)

執行役員 兼 情報システム部長

も り あ き ら

森 啓 (1969年12月23日生)

常務執行役員 兼 中部本部長

よ し は ら の ぶ か ず

吉原 伸和 (1966年2月16日生)

常務執行役員

か き は ら ま さ し

柿原 督史 (1969年8月19日生)

上席執行役員 データマーケティングオフィサー

く ど う い く お

工藤 征夫 (1968年10月5日生)

執行役員 兼 首都圏本部長 兼 首都圏育成部長

に し む ら た く お

西村 卓朗 (1966年1月31日生)

執行役員 兼 内部監査部長

あ い か わ め ぐ み

相川 恵美 (1969年7月13日生)

執行役員 兼 商品部長

う ち う み し ん

内海 信 (1971年2月1日生)

エグゼクティブ・フェロー デジタルA I共創オフィサー

き し か ず よ し

岸 和良 (1967年8月20日生)

エグゼクティブ・フェロー

か な ざ わ と し お

金沢 敏郎 (1967年 8月7日生)

お客さま本位の業務運営・コンプライアンス(事業活動の「礎」)

住友生命グループ中期経営計画2028では、お客さま本位の業務運営とコンプライアンスへの取組みを、すべての事業活動の「礎」と位置づけています。役職員一人ひとりが、お客さま・社会に対して誠実かつ公正に行動し、日々の業務の中で徹底することで、持続的な価値創造と成長を支えています。

◆ 事業活動の「礎」

金融機関に対する社会的信頼の重要性が高まる中、不祥事や情報漏洩等を未然に防止する実効性ある管理態勢の構築や、社会規範・倫理観を踏まえたお客さま本位の行動が求められています。

こうした認識のもと、経営方針を役職員が行動レベルで実践するための規範として、「住友生命グループ行動規範」を定めています。役職員一人ひとりがこの規範に則り、お客さま・社会に対して誠実かつ公正に行動することが、事業活動の「礎」であるお客さま本位の業務運営とコンプライアンスの徹底につながると考えています。

創業以来受け継いできたお客さまや社会からの「信用・信頼」を守り高めるとともに、「誠実さ」と「お互いの尊重」を共通マインドとして日々の業務に根付かせ、次世代へ継承していくことで、住友生命グループ中期経営計画2028における各取組みを着実に推進していきます。



◆ お客さま本位の業務運営

お客さまの最善の利益を追求する企業文化の定着に向けて、「お客さま本位の業務運営方針」を定め、各種取組みを推進しています。

生命保険は、長期にわたりお客さまの人生に寄り添う商品です。ご加入時には、お客さま一人ひとりのご意向や状況を踏まえた商品・サービスをご提案するとともに、商品内容やリスク、費用等について分かりやすい情報提供に努めています。

また、ご加入後も継続的な情報提供やアフターフォロー、保険金・給付金等のお支払いを通じて、お客さまに安心と満足をお届けすることが重要であると考えています。

さらに、寄せられた「お客さまの声」を共有・分析し、商品・サービスの改善や業務品質の向上につなげることで、お客さま本位の業務運営の実効性向上に取り組んでいます。

※「お客さま本位の業務運営方針」および具体的な取組みの詳細については[当社ホームページ](#)を、「お客さまの声」を経営に活かす取組み態勢については、資料編P.123を参照ください。

◆ 勧誘方針の策定・公表

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、お客さまへ商品をお勧めするに際して配慮すべき事項をまとめた「勧誘方針」を策定し、[当社ホームページ](#)に掲載しています。

◆ コンプライアンス

コンプライアンスに関する基本方針・規程

コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「グループ法令等遵守方針」および「法令等遵守方針」「保険募集管理方針」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

※コンプライアンス推進体制、マネー・ロンダリング等防止への対応、内部通報制度については、次頁を参照ください。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」および「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、イントラネットやデジタルツール等を活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

お客さま本位の業務運営・コンプライアンス(事業活動の「礎」)

◆ コンプライアンス推進体制

全社のコンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また全社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しています。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法令等遵守状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

さらに販売部門におけるコンプライアンス機能強化として、支社・支部のマネジメントサポートを目的とする「機関経営サポートチーム」を支社における販売促進運営を総括する組織である営業総括部に設置しています。このような取組みを機能させるため、本社各部門および各支社はコンプライアンス取組計画を策定し、年度計画を通じたコンプライアンス推進に努めています。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律機能の発揮にも力を入れています。このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っています。

グループコンプライアンスについては、法令等遵守に関するグループ経営管理部門としてコンプライアンス統括部を置き、グループの法令等遵守管理体制の整備状況およびその運用状況を把握・評価し、取締役会等に報告しています。子会社等の法令等遵守管理体制の整備にあたっては、子会社等経営管理部門と連携を図りつつ、子会社等に対して、必要に応じ情報の取得および指導を行っています。

◆ マネー・ローンダリング等防止への対応

金融システムの健全性の維持に資するべく、法令等や外部環境を踏まえたリスクベースのマネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策を左記のコンプライアンス推進体制の下で実施しています。

◆ 内部通報制度

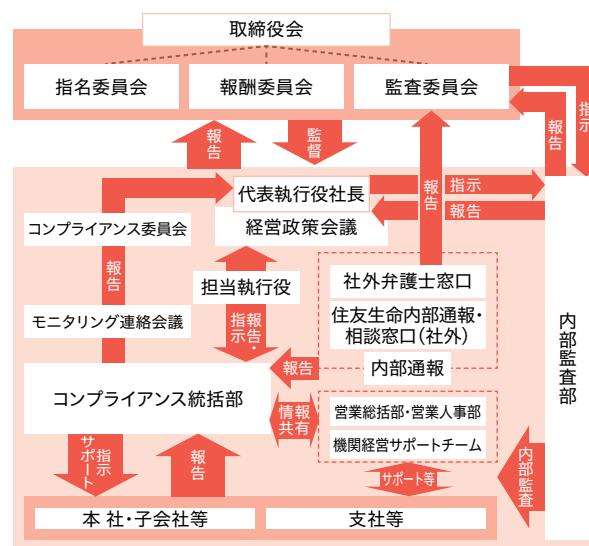
法令・規定に違反する行為の早期発見と是正を図るため、退職者を含む役職員等から受け付ける内部通報・相談窓口を設置しています。内部通報制度の実効性を高める観点から、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないことを明確に定め、電話やWeb等で受け付ける通報・相談窓口に加え、社外弁護士窓口を設置するなど、安心して通報できる環境の整備に取り組んでいます。

2025年度は、457件の内部通報・相談を受け付けました。受け付けた通報・相談に対しては、各組織に配置されたコンプライアンス・オフィサーの指揮のもと、通報者保護・守秘義務を徹底のうえ、事実確認および必要に応じた是正措置を実施しています。また、通報受付時点の通報内容および調査終了時に判明した事実に基づく分析を実施し、コンプライアンスのさらなる推進に活用しています。

なお、当社、国内子会社および財団(以下、当社等)から業務委託を受けている「フリーランス(特定受託業務従事者)」および「業務委託先の役職員で委託業務に従事している方」向けにも、「当社等の役職員による法令等違反行為・ハラスメント行為等」に関する相談窓口を設置しています。

子会社等においても、内部通報制度を整備しています。

▶ <コンプライアンス推進体制>



リスク管理

健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を確実かつ適切にお支払いするため、経営を取り巻く様々なリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行っています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」等、それぞれのリスク特性に応じたリスクコントロールを行っており、リスク管理態勢の整備・高度化にも取り組んでいます。

◆ リスク管理に関する方針、規程等

取締役会等において、リスク管理態勢に関する方針を定めたリスク管理方針[※]や、これらの管理方針に基づき具体的なリスク管理手法等を定めたリスク管理規程等を定めています。

※「グループリスク管理方針」、「統合的リスク管理方針」およびリスク・カテゴリーごとのリスク管理方針。

◆ リスク管理体制

取締役会等は、リスク管理方針等に基づき、リスク状況について報告を受け、統合的リスク管理態勢の実効性の評価、問題点等の検証を行っています。

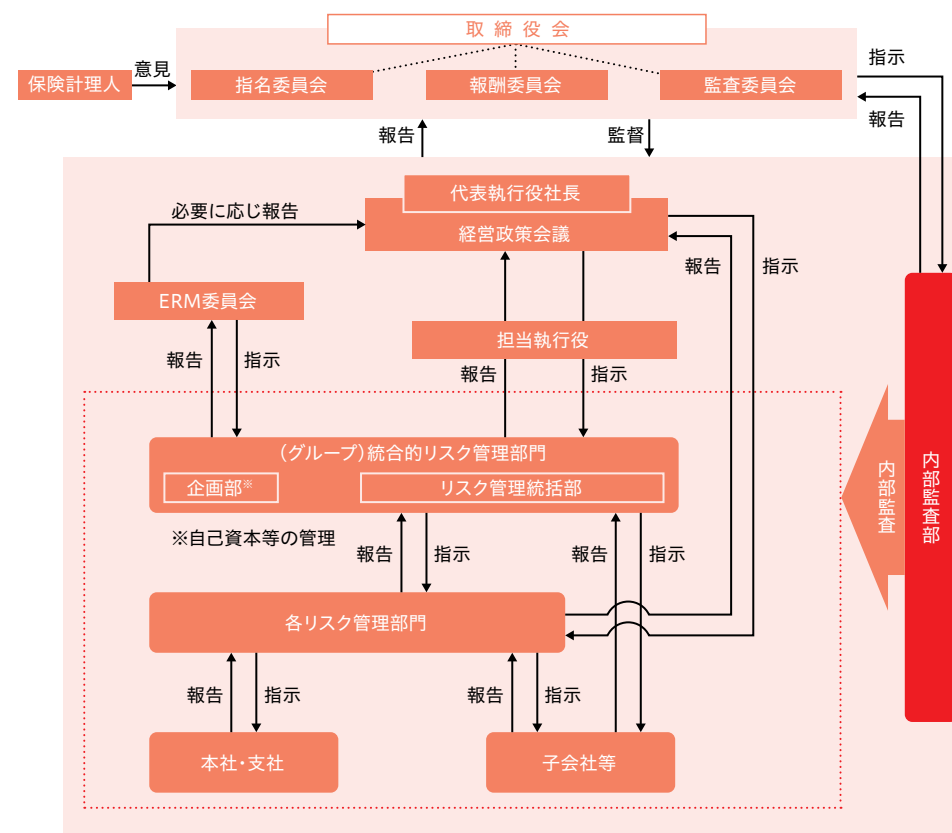
リスク管理統括部と各リスク管理部門は、リスク管理方針等に基づき、適切に連携し、本社、支社、子会社等および外部委託先の各リスクを管理する態勢としています。

ERM[※]委員会は、各種リスク状況を適切にモニタリングし、リスク管理に関する部門横断的な課題対応や ERMの経営への活用等について審議を行っています。 ※Enterprise Risk Managementの略

さらに、リスク管理について内部監査による検証を受けることで一層の適切性・有効性の確保を図っています。

子会社等では、「グループリスク管理方針」におけるグループ各社が則るべき事項を踏まえ、リスク管理体制を整備しています。その際、各国の法令等を遵守するとともに、各社の事業特性やリスク特性を踏まえ、リスク管理の実効性を担保しています。

▶ リスク管理体制図



リスク管理

◆ 統合的リスク管理

当社は、グループ経営管理会社として、グループ全体も含めリスク状況を適時適切にモニタリングすること等を通じて、事業全体としてリスクをコントロールする統合的リスク管理・運営を行っています。また、統合的リスク管理の枠組みを支えるリスク文化の醸成に努めています。

グループの保険会社は、「グループリスク管理方針」におけるグループ各社が則るべき事項を踏まえ、統合的リスクの評価、モニタリング、コントロール、および取締役会等への報告を実施しています。十分なリスクバッファを維持するため、統一的な尺度でリスクを計量化して統合したリスク量をリスクバッファと対比しリスクをコントロールする統合的リスクの管理・運営を行っています。

◆ 重要なリスクの管理

経営に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象を網羅的に把握し、取締役会等の議論を通じて、重要なリスクとして特定しています。

当社では、特定した重要なリスクの状況や影響度を定期的に評価・モニタリングを行い、必要に応じてリスク管理プロセスに反映しています。

重要なリスク(住友生命)

- ◆ 国内外の金融市場の大幅な変動
- ◆ サイバーリスク
- ◆ 大規模なシステム障害
- ◆ ブランドの毀損につながるお客さま利益を損なう行為の発生
- ◆ 大規模な災害(大規模な自然災害・パンデミック)の発生
- ◆ 大規模な事務ミスの発生
- ◆ 国内外の法規制の改正
- ◆ 環境変化への対応不十分

※各リスク管理部門による洗い出しや外部機関のレポート等による情報収集等を行い、取締役会等の議論を通じて事象を特定しています。

◆ ストレス・テストの実施

統合的リスク管理におけるリスク計測モデルでは把握が困難な事象として、重要なリスクを踏まえ、大規模な自然災害や金融市場の大幅な悪化といった最悪のシナリオを想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会等に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

◆ ORSA(リスクとソルベンシーの自己評価)

ORSAとは、Own Risk and Solvency Assessmentの略であり、保険会社自らが現在および将来のリスクと資本等を比較し、経営計画等で想定されるリスクテイクに対して将来の健全性を検証するプロセスです。

当社では、経営計画策定や大型買収等に際して、グループ全体を含めESR等の将来プロジェクト(ストレスシナリオを含む)を行い、十分な健全性を確保できることを検証しています。加えて、ESR等の定期的なモニタリングやストレス・テストの実施を通じて、定期的にリスクとソルベンシーの自己評価を行っています。

◆ ALM体制

ALMとは、資産(Asset)と負債(Liability)を総合的に管理(Management)することをいいます。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

グループの保険会社は、「グループリスク管理方針」におけるグループ各社が則るべき事項を踏まえ、負債特性を踏まえた資産の保有状況など、資産負債全体の状況を把握し、資産と負債を適切に管理しています。

当社では、ERM委員会において、負債特性を踏まえた資産運用戦略や金利リスクの状況等のALMに関する重要事項について審議を行い、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図っています。

リスク管理

◆ リスク・カテゴリー別のリスク管理

グループの保険会社は、「グループリスク管理方針」におけるグループ各社が則るべき事項を踏まえ、「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」といったリスクについて、リスクの特定・評価・モニタリング・コントロールおよび取締役等への報告を実施しています。計量化できないリスクについては、可能な範囲で影響度等を評価するなど、適切に管理しています。

当社におけるリスク・カテゴリー別のリスクの種類・定義およびリスク管理手法については次のとおりです。

リスクの種類		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
流動性リスク	資金繰りリスク	想定外の資金流出等により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での取引等を余儀なくされ、損失を被るリスク
	市場流動性リスク	市場の混乱等により取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされ、損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株価等の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の不動産収益の減少や不動産価格の下落により損失を被るリスク、および不動産に関する事故の発生等により、損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動等のシステム不備等、またはコンピュータの不正使用等により、損失を被るリスク
	情報リスク	顧客情報等の漏えい、滅失、毀損等により、損失を被るリスク
子会社等・その他目的出資リスク		国内外の子会社・関連法人等への出資金が毀損し、損失を被るリスク

※上記リスクのほか、コンダクトリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、子会社等リスク、変額最低保証リスクについて、リスク管理を実施しています。

▶ 保険引受リスク

保険商品の開発に際して、保険事故発生率の不確実性等、内在するリスクの分析・評価をするとともに、保険料等の価格設定においては、基礎データの信頼度を考慮した計算基礎率の設定等により、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮しています。

また、被保険者の健康状態等に応じた引受基準の設定にあたり、保険事故の実際発生率の検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

さらに、保険商品の発売後においては、収支状況、保険事故発生率の状況、将来収支予測およびリスク量の計測等のモニタリングを行っています。

これらの情報をもとに、保険引受リスクの顕在化がみられる場合には、関連各部署とともに適時適切な対応を講じています。

グループの保険会社における再保険について

項目	内容
再保険を付す際の方針	保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散または収益の安定化等が必要な場合に、再保険を活用することとしています。
再保険を引き受ける際の方針	保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性および収益性等を踏まえ、再保険の引受けを行うこととしています。
再保険カバーの入手方法	出再先の選定に際しては、格付等により出再先の信用力を踏まえるとともに、移転させるリスクの特定の出再先への集中の状況について留意しています。

リスク管理

▶ 流動性リスク

資金繰りリスクについては、会社全体のキャッシュフローを一元的に把握し、常に一定額以上の余裕資金を準備することにより対応しています。また、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。

▶ 資産運用リスク

市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスクについて、リスク量としてVaR[※]を計測し、これらを統合した資産運用リスク量を設定したリスクリミットと比較することで、リスク状況をモニタリングしています。また、信用リスクを有する主な資産（公社債、貸付金等）においては、個別投融資先に対し信用力に応じた社内格付を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。

不動産への投資においては、投資利回りおよび収益予測の検証を行い、投資対象を選別するとともに、保有物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、空室の解消や計画的・効果的な営繕工事等を通じて物件価値向上・事故の未然防止のための取り組みを行っています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）：過去の株価や金利などの変動率をリスクの大きさと捉え、現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

▶ 子会社等・その他目的出資リスク

国内外の子会社・関連法人等への出資金の株価や為替の変動によるリスク、所在国のントリーリスク（外貨事情、政治・経済情勢等）のモニタリングを実施しています。

▶ オペレーショナル・リスク

【1】事務リスク

事務リスク管理においては、業務の健全かつ適切な運営を図るため、各組織が社内規定等を踏まえて事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理するとともに、内部監査部による確認も行っています。

また、事務リスク管理部門は、PDCAサイクル[※]の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努め、各組織は、事務リスクの未然防止に取り組むとともに、誤った事務処理等が発生した場合には、お客さま対応、原因分析、再発防止策の策定を、的確かつ速やかに行うよう努めています。

※PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

【2】情報リスク

情報リスク管理においては、顧客情報等が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や当社の健全な業務運営が損なわれることがないよう、「セキュリティポリシー」および「顧客情報等管理方針」に基づいて、顧客情報等を適切に管理しています。

具体的には、取得・利用・保管・廃棄等の各段階における顧客情報等の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内通知や社内研修等の機会を通じて役職員に周知徹底するとともに、各組織の情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。

このような顧客情報等の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

リスク管理

【3】システムリスク

システムリスク管理においては、業務・サービスを支え、大切なお客さま情報を管理するコンピュータシステムの安定かつ安全な稼働を確保するため、「セキュリティポリシー」および「システムリスク管理方針」に基づき、各種対策および運行管理を実施しています。障害や大規模災害に備え、バックアップ体制や開発・保守態勢、バックアップセンターの整備により、安定運用を確保しています。

サイバーセキュリティへの対策について

年々巧妙化・深刻化するサイバー攻撃に対応するため、サイバーリスクを経営上の重要リスクと位置付け、対応方針・取組計画の策定、人員・予算の確保、経営会議での定期的な議論を通じて、対策の高度化を図っています。

システム開発やサービス提供においては適切なセキュリティ対策を講じ、特にインターネットサービスでは多層防御を実施するとともに、早期検知・迅速な対応・復旧を重視した強化に取り組んでいます。

サイバーセキュリティ統括責任者のもと、技術的対策、人材育成、社内教育を推進し、CSIRT※によるモニタリング情報の共有や訓練を通じて有事対応力を強化しています。また、グループ会社についても、当社と一体となりセキュリティ強化対策を推進しています。

さらに、委託先管理等によるサプライチェーン対策や、関係官庁・一般社団法人金融ISAC等との情報共有を通じ、総合的なセキュリティの向上に取り組んでいます。

※Computer Security Incident Response Team。

【4】その他のオペレーショナル・リスク

上記のほか、コンダクトリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを管理対象としています。

コンダクトリスクについては、「法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク」と規定し、社内研修等を通じて、リスク管理の観点からも、お客さま本位の業務遂行を全職員に徹底しています。

大規模災害等への対策について

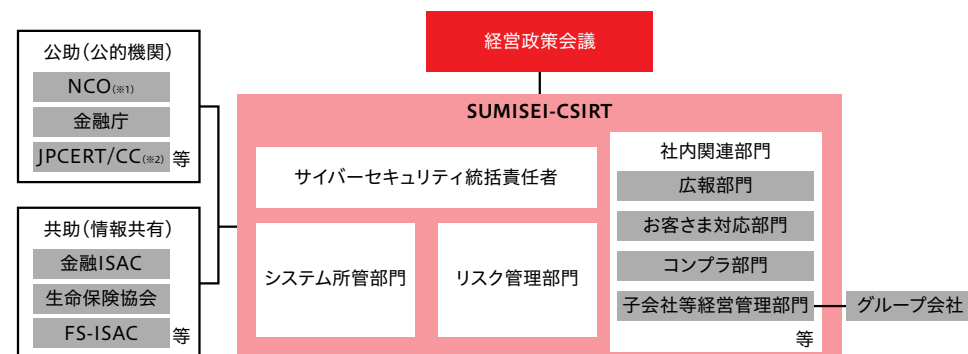
大規模な災害やサイバー攻撃、深刻な風評被害等が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、さらに「大規模災害等対策マニュアル」に大規模災害発生時の会社の意思決定・事務遂行能力維持のための体制・手順等を規定しています。

また、本社機能が停止する等、通常の方法では保険金の支払等の重要業務の継続が困難となった場合に備えて、「業務継続計画(BCP)」を定めており、具体的な対応を「業務継続マニュアル」に規定しています。

実際に、東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症、令和6年能登半島地震においては、発生後迅速に危機対策本部を立ち上げ、社内外の被害状況の確認や、お客さまへのご連絡・お見舞い訪問、保険金等のお支払いなど、迅速かつ適切な対応を実施しました。

これからもお客さまの信頼にお応えすることができるよう、毎年計画に基づいて訓練を実施し、その結果から随時マニュアルを見直し・改定する等、災害対応体制の強化に努めていきます。

●サイバーセキュリティ管理体制図



（※1）国家サイバー統括室（National Cybersecurity Office）。

（※2）ジェーピーサート/コーディネーションセンター。

11年間の主要財務データ

(単位:億円)

			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
グループ	グループ保有契約年換算保険料		25,835	27,394	27,832	27,824	28,065	28,044	28,845	30,422	34,490	36,720	39,518
	連結保険料等収入 ^(注1)		30,448	34,588	26,887	26,056	24,467	24,155	24,119	25,830	26,442	34,018	37,603
	グループ基礎利益 ^(注2,3)		2,464	2,370	2,681	2,850	2,704	2,757	3,375	2,613	3,056	3,971	4,081
	エンベディッド・バリュー（EV） ^(注4,5,6)		29,366	35,238	37,789	36,990	35,841	44,892	46,789	47,512	56,650	57,848	76,875
	連結ソルベンシー・ マージン比率 ^(注7,8)	新基準	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	202.7%
旧基準		798.6%	813.2%	881.7%	915.6%	870.0%	862.5%	794.6%	679.0%	649.7%	634.9%	－	
単体	経常収益		36,952	41,532	34,008	32,850	30,850	31,089	30,942	34,953	35,649	34,279	39,649
	経常利益		2,375	2,287	2,299	2,005	951	1,556	1,459	618	1,472	976	649
	基礎利益 ^(注2)		2,457	2,416	2,570	2,645	2,494	2,663	3,333	2,363	2,617	3,405	3,500
	当期純剰余		833	862	654	606	493	547	583	1,472	719	860	833
	基金の総額 ^(注9)		6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,890	6,890	6,890
	総資産		276,415	300,269	315,369	327,304	329,511	354,007	364,433	352,981	382,010	367,224	376,560
		うち特別勘定資産	17,028	12,430	9,860	8,295	7,261	8,281	8,285	7,905	8,817	8,471	9,122
	責任準備金残高		239,321	252,178	258,005	262,388	266,360	272,620	278,842	283,054	287,619	287,493	286,872
	貸付金残高		21,964	29,726	27,813	28,749	20,995	19,455	21,922	21,982	21,645	20,694	20,603
	有価証券残高		236,324	247,321	258,197	267,646	274,238	304,638	313,626	288,294	324,713	303,386	318,173
	ソルベンシー・マージン 比率 ^(注7)	新基準	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	208.5%
		旧基準	835.4%	826.9%	873.6%	930.1%	873.6%	840.5%	809.0%	812.8%	717.6%	743.2%	－
	剰余金処分における 社員配当準備金等の積立割合 ^(注10)		100.1%	99.5%	99.8%	99.7%	100.0%	99.9%	99.9%	38.8%	100.0%	100.0%	99.9%
	社員数（契約者数） ^(注11)		6,796,638名	7,002,539名	7,029,691名	7,001,352名	6,937,383名	6,877,969名	6,822,043名	6,794,814名	6,730,295名	6,645,134名	6,581,231名
	保有契約高 ^(注12)		1,295,749	1,250,321	1,192,618	1,142,916	1,096,209	1,060,598	1,021,575	989,319	955,655	926,087	903,294
		個人保険	840,193	775,441	717,512	667,692	621,090	580,356	541,042	510,584	479,709	456,846	444,984
		個人年金保険	139,964	160,025	156,215	153,060	150,653	149,289	147,531	145,040	142,762	138,104	133,273
		団体保険	315,591	314,854	318,890	322,164	324,466	330,951	333,001	333,694	333,182	331,135	325,036
	団体年金保険保有契約高 ^(注13)		25,555	25,654	26,248	25,896	25,738	26,665	27,163	26,999	27,909	27,545	27,795

(注1) 連結保険料等収入について、2024年度はシメトラにおけるFASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス－保険契約」遡及適用後の計数を記載しています。

(注2) 為替に係るヘッジコストを算定に含めるなど、2022年度から適用された新しい定義に基づく基礎利益を記載しています。過年度の数値も同様の定義で算出しています。

(注3) グループ基礎利益については、各社の利益がより適切に反映されるよう、2025年度から算出方法を一部見直し、2024年度数値にも遡及適用しています。

(注4) 2016年度から超長期の年限の金利の設定について、終局金利を用いた方法へと見直しを行っており、2015年度末についても同様の方法により再評価を行っています。

(注5) シングライフのEVの計算について、2024年度末より伝統的手法からヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則に基づく手法へと見直しを行っており、2023年度末についても同様の手法により再評価を行っています。

(注6) 2025年度末EVについて、計算方法を一部変更しています。計算方法等の詳細は、ホームページに掲載の「[2025年度末ヨーロッパ・エンベディッド・バリューの開示](#)」をご確認ください。

(注7) ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等)がなされています。そのため、2015～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出されています。

(注8) 2023年度末はシングライフの企業統合についての会計処理確定後の計数を記載しています。

(注9) 基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。

(注10) 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金および社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。

(注11) 相互会社における社員とは、保険契約者のことです(剰余金の分配のない保険にのみ加入の契約者を除く)。

(注12) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(注13) 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。



情報開示

◆ 積極的なディスクロージャー

ステークホルダーの皆さまに、経営内容へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャーを充実させることが重要であると認識しており、情報開示に関する基本方針のもと、積極的なディスクロージャーに努めています。今後とも、多様な方法で積極的な「ディスクロージャー」を展開していきます。

※「情報開示に関する基本方針」は[公式ホームページ](#)をご参照ください。



ディスクロージャー・
IR資料はこちら

名称	内容
REPORT SUMISEI 2026 住友生命[統合報告書] 2026年度ディスクロージャー誌	保険業法第111条に基づいて、2025年度の決算報告、事業内容、活動状況等を記載した資料です。
REPORT SUMISEI 2026 住友生命[統合報告書] 2026年度ディスクロージャー誌 本編	IFRS財団の「国際統合報告フレームワーク」・経済産業省「価値協創ガイドダンス」を参考に作成した資料です。
英文財務諸表	英文財務諸表・英文監査報告書を記載した資料です。
英文アニュアルレポート	海外向けに統合報告書を英訳した資料です。
サステナビリティレポート(和文・英文)	サステナビリティに関する取組みについて、様々なステークホルダーの皆さまに分かりやすくお伝えすることを目的に作成した資料です。
責任投資活動報告書(和文・英文)	責任投資に関する方針や活動内容について記載した資料です。
消費者志向 コミュニケーションブック	「お客さまの声」を経営に活かすための取組みや、消費者や社会の要望を踏まえた活動など、消費者志向の主な取組みについて記載した資料です。

REPORT
SUMISEI 2026
住友生命[統合報告書]
2026年度
ディスクロージャー誌
本編

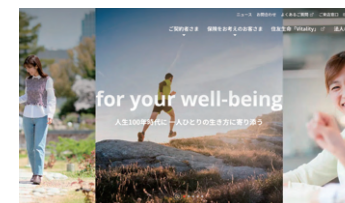


REPORT
SUMISEI 2026
住友生命[統合報告書]
2026年度
ディスクロージャー誌



◆ 公式ホームページによる情報提供

公式ホームページでは、商品・サービスのご紹介をはじめ、ご契約者さま向けの各種お手続きのご案内、決算などの財務情報、企業理念やブランドビジョン、ウェルビーイング、サステナビリティへの取組みなど、様々な情報をお届けしております。また、ご加入いただいているお客さまは、公式ホームページにある「スミセイダイレクトサービス」で、入出金取引、契約内容のご確認、各種お手続きをご利用いただけます。



公式
ホームページは
こちら



◆ Vitality特設サイト

Vitality特設サイトには、“住友生命「Vitality」”に関する情報を掲載しており、会員の皆さまはポータルサイトから、ポイント獲得状況や現在のステータスをご覧いただけます。またコミュニティサイト「Vitality部」は、会員に限らずどなたでもユーザー（部員）登録を可能としており、トークルーム（掲示板）に日々の取組みや感想などを投稿することで、部員同士でコミュニケーションを取れる場を提供しています。



公式
ホームページは
こちら



ソーシャルメディアでも、“住友生命「Vitality」”に関する情報を中心に、住友生命を身近に感じていただけるよう、定期的に最新情報を配信しています。

ソーシャルメディア公式アカウント

